

<特定事業所加算(指定訪問介護事業所)(Ⅰ)～(Ⅴ)算定要件及び根拠書類一覧>

●の記載があるものがが必要です。

| No. | 算定要件 | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ | 各要件を満たす根拠書類(例) |
|-----|--|---|---|---|---|---|--|
| 1 | 指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等(非常勤、登録ヘルパー含む)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は予定していること。 【Ⅳについては全てのサービス提供責任者】 | ● | ● | ● | ● | ● | ・本年度の訪問介護員等全員(Ⅳはサービス提供責任者のみ全員)の個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修実施計画 |
| 2 | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね1月に1回以上)に開催すること。 | ● | ● | ● | ● | ● | ・1年間の月単位の予定表及び会議録様式(議題入り) |
| 3 | 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 | ● | ● | ● | ● | ● | ・サービス提供責任者の指示から訪問介護員等の報告までの流れがわかる資料 ・「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」を記載する様式等(システム等で実施する場合は当該内容が分かる部分の写し) |
| | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。</p> </div> | | | | | | |
| 4 | 当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。 | ● | ● | ● | ● | ● | ・1年以内に健康診断を実施したことがわかる資料又は1年以内に健康診断を実施することが計画されていることがわかる資料(一覧表可) |
| 5 | 運営規程に規定されている緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 | ● | ● | ● | ● | ● | ・利用者に対し交付する、緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書(重要事項説明書等) |
| 6 | 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 【Ⅱについては項目6及び7のいずれかに適合】 | ● | ● | - | - | - | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料(参考様式1使用可) ・資格証(写) |
| 7 | 当該指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス等基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。 【Ⅱについては項目6及び7のいずれかに適合】 | ● | ● | - | - | - | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料(参考様式1使用可能) ・資格証(写) ・実務経験のわかる資料 |

＜特定事業所加算(指定訪問介護事業所)(Ⅰ)～(Ⅴ)算定要件及び根拠書類一覧＞

●の記載があるものがが必要です。

| No. | 算定要件 | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ | 各要件を満たす根拠書類(例) |
|-----|--|---|---|---|---|---|--|
| 8 | 指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 | - | - | - | ● | - | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料(参考様式1使用可能) ・資格証(写) ・利用者の総数がわかる資料 |
| 9 | 指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | - | - | - | - | ● | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料(参考様式1使用可能) ・勤続年数の分かる資料 |
| 10 | 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、 ①要介護4及び要介護5である者 ②日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM。以下同じ。)である者 ③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(以下、たんの吸引等。(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養))(当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。)を必要とする者の占める割合が100分の20以上であること。 | ● | - | ● | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の総数がわかる資料 ・要介護4及び要介護5の利用者数が分かる資料(任意) ・日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMである利用者数のわかる資料 ・たんの吸引等を必要とする利用者数がわかる資料 |
| 11 | 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、 ①要介護3、要介護4又は要介護5である者 ②日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者 ③たんの吸引等を必要とする者。 の占める割合が100分の60以上であること。 | - | - | - | ● | - | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の総数がわかる資料 ・要介護3、要介護4及び要介護5の利用者数が分かる資料 ・日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMである利用者数がわかる資料 ・たんの吸引等を必要とする利用者数がわかる資料 |